令和８年（フ）第１３５５号
名古屋市港区宝神２丁目606番地　Ａ・Ｃｉｔｙ港宝神503号
破産者　森　　雄貴
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４７８号
名古屋市北区浪打町２丁目101番地の２　メゾン浪打203号
破産者　大崎　早苗
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４９号
名古屋市西区中小田井４丁目141番地　ベルクローシェ201号、従前の住所三重県四日市市楠町南川１番地１　エル・シュラインＳ－201
破産者　松山　健太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６５号
名古屋市南区呼続４丁目６番20号　メゾン豊年302号、従前の住所愛知県稲沢市坂田町屋敷36番地
破産者　佐々木俊介
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４１号
名古屋市西区庄内通４丁目１番地の１　コンフォート庄内通503号、開始決定時の住所名古屋市西区庄内通４丁目１番地の１　庄内ハウス503号
破産者　津波古智江
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４２５号
大阪府高槻市郡家新町２番12号
破産者　小川　彦二
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４３５１号
大阪市此花区西九条２丁目５番15号　朝日マンション201
破産者　川西　兵郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３８９号
大阪府池田市井口堂１丁目11番５―203号
破産者　田中　道生
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７０５号
大阪市西区北堀江２丁目10番１号　エスパースドウ長堀４Ｆ
破産者　泉　　正英
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３８号
大阪市港区波除５丁目13番13号　エクシード弁天Ⅳ　703号
破産者　黒木　径子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０４１号
大阪府池田市緑丘２丁目７番11―507号　朝日プラザ池田緑丘、前住所大阪府池田市石橋１丁目15番10号
破産者　服部　史知
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１０２号
大阪府高槻市深沢町１丁目４－１　リヴェール深沢　１階　Ｂ101、開始決定時大阪府高槻市若松町２番９号
破産者　岡崎　尊秀
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５４７号
大阪府茨木市彩都やまぶき４丁目14番21号、前住所滋賀県大津市北大路１丁目12番17号
破産者　姜　　順基
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６０８号
大阪市北区同心１丁目11番４号　ＤＯＳＨＩＮＵｒｂａｎＣａｓａ　202号室
破産者　萩原　章太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６８９号
京都市左京区松ケ崎芝本町４番地３　ＢＬＡＮＣ　Ｄ’ｏｒ北山402
破産者　嶋田　健一
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６９０号
大津市浜大津３丁目３番３号
破産者　嶋田遼二郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７８２号
大阪府八尾市東山本町６丁目９番34―301号
破産者　植木　祐子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８４９号
大阪府寝屋川市明徳１丁目11番41号
破産者　太田　千里
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部